

2019年12月

お客様各位



「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を下記のとおり改定いたします。

規定改定後は、お客様に関する情報等を従来よりも詳しく確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様におかれましても、過去にご確認させていただいたお客様の情報等を再度確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合等には、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫窓口にお問い合わせください。

【改定する預金規定】

- ・当座勘定規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期積金規定
- ・普通預金規定 定期性総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定
- ・定期預金規定集

【改定日】

2020年1月6日（月）

※ 改定後の規定は、上記改定日からホームページへ掲載します。

【 改定内容 】

「取引制限条項」の新設

次の規定について、以下の条項を新設いたします。

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通預金規定 定期性総合口座取引規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 貯蓄預金規定

* (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」の条項の一部追加（下線部分を追加します。）

* (解約等) (抜粋)

次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第*条第*項（譲渡禁止の条項）に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

その他、条項新設等に伴う条番号変更もございます。